

草津町住民税非課税世帯への 価格高騰重点支援給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 草津町住民税非課税世帯への価格高騰重点支援給付金 （1世帯あたり3万円） は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

草津町が確認書または申請書を受理し、確認作業を行った後、随時支給します。

支給対象と申請の有無

支給対象となり得る世帯

令和5年7月1日時点で **「草津町に住民登録のある世帯」**
かつ
世帯全員の令和5年度 **「住民税均等割が非課税の世帯」**



草津町役場から確認書が届きます（要返送）

※ただし令和5年度住民税未申告の方等がいる世帯については申請が必要となります

返送・申請は令和5年10月31日（火）までに！！

詳しくは次頁へ

支給手続きや支給要件の詳細は次頁をご確認ください。

給付金の支給手続き（手続きは令和5年10月31日までに！）

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となり得る世帯には、草津町役場から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を**確認**して、草津町役場に**返信してください**。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと（※）

※（例）親（課税）に扶養されている大学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外となります。



II 令和5年度住民税が未申告の方を含む世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となり得る世帯には、草津町役場から、確認事項が書かれた申請書が届きます。
- 中身を確認して、草津町役場にて令和5年度住民税の申告をしてください。（申告に関するお問い合わせは草津町役場税務課へ TEL：0279-88-7186）

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入（未申告の方）した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 令和5年1月1日時点での住所地の市町村にて申告をしてください。（申告に関するお問い合わせは令和5年1月1日時点での住所地の住民税担当にお問い合わせください）
- 申請の際は令和5年度住民税非課税証明書を添付して下さい。



※申請書に必要事項を記入して添付書類と一緒に草津町役場福祉課の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



※自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

※価格高騰重点支援金は「令和5年3月予備費使用に係る低所得者世帯給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税および差し押さえの対象となりません。

給付金に関するお問い合わせは

草津町役場 愛町部 福祉課

☎0279-88-7189

受付時間 平日8:30～17:15